

予定価格の事後公表のモデル的試行に係る実施要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>[参 考]</p> <p>〈適用除外〉</p> <p>試行要綱第5条第1項関係</p> <p>「建設工事等競争入札事務の取扱い」（平成4年2月20日監-1687）</p> <p>第1～第4 略</p> <p>（予定価格の事前公表）</p> <p>第4の2 次の各号に掲げる建設工事については、入札契約手続きの透明性の向上を図る観点から、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を事前公表するものとする。</p> <p>（1）請負対応額が<u>5, 000</u>万円以上の建設工事で入札に付するもの</p> <p>（2）請負対応額が<u>5, 000</u>万円未満の建設工事で入札に付するもののうち、入札執行者が予定価格の事前公表を必要と認めたもの（入札執行者と予定価格を決定するものとが異なる場合にあっては、入札執行者が予定価格を決定する者と協議の上、事前公表を必要と認めたもの）</p> <p>2以下 略</p>	<p>[参 考]</p> <p>〈適用除外〉</p> <p>試行要綱第5条第1項関係</p> <p>「建設工事等競争入札事務の取扱い」（平成4年2月20日監-1687）</p> <p>第1～第4 略</p> <p>（予定価格の事前公表）</p> <p>第4の2 次の各号に掲げる建設工事については、入札契約手続きの透明性の向上を図る観点から、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を事前公表するものとする。</p> <p>（1）請負対応額が<u>4, 000</u>万円以上の建設工事で入札に付するもの</p> <p>（2）請負対応額が<u>4, 000</u>万円未満の建設工事で入札に付するもののうち、入札執行者が予定価格の事前公表を必要と認めたもの（入札執行者と予定価格を決定するものとが異なる場合にあっては、入札執行者が予定価格を決定する者と協議の上、事前公表を必要と認めたもの）</p> <p>2以下 略</p>

附 則

- 1 この通知は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用することとし、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。